

EWS実習装置の調達に係る一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成29年5月25日

山梨県知事 後 藤 齋

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等の名称及び数量

- (1) 名称 EWS実習装置
- (2) 数量 2式

2 調達をする物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限

平成29年8月25日

4 納入場所

知事が指定する場所

二 事務を担当する所属

山梨県出納局管理課

三 一般競争入札の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日以後に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。)
- (4) 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
- (5) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において引き続き2年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再

生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

- 3 調達をする物品等の数量及び仕様等に適合した物品を確実に納入することができることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。
- 4 物品を納入した後、知事の求めに応じて修繕、保守等のサービスを速やかに提供できることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。
- 5 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種(物品)のうち、「情報機器」又は「通信機器」に係る登録を受けている者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期

この公告の日の翌日から平成29年6月9日まで(山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

2 受付時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

3 申請書の提出方法

次に掲げる場所にあらかじめ連絡の上、持参又は郵送により提出すること。

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県出納局管理課

電話055-223-1395

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等

この公告の日の翌日から平成29年6月2日までの日(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで、四三に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

2 入札説明書の交付方法

- (1) この公告の日の翌日から平成29年6月2日までの日(県の休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、四三に掲げる場所において直接交付する。
- (2) (1)以外の方法による交付を希望する場合は、平成29年5月31日午後5時までに六六(3)に掲げる問い合わせ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認

入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成29年7月6日午後2時
- (2) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県庁別館1階 出納局入札室

5 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- (1) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (2) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

- (3) 山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第108条の2の規定の適用のある場合を除き入札保証金が納付されていないとき。
 - (4) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。
 - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。
- 6 落札者の決定方法
- 規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

- 1 契約の手續において使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 2 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第108条の2の規定に該当する者は、これを免除する。
- 3 契約保証金
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。
- 4 違約金の有無 有
- 5 前払金の有無 無
- 6 その他
 - (1) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。
 - (2) 詳細は、入札説明書による。
 - (3) 問い合わせ先 山梨県出納局管理課(電話055-223-1395)

Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be procured :
Engineering Workstation Training Equipment and Software (2units)
- 2 Date and time for tender :
2:00 PM July 6, 2017
- 3 Bureau in charge :
Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi Prefectural Government
1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan
TEL 055-223-1395